経済産業省

参考資料

第21回高圧ガス小委員会
配付資料

（２）高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案
（高圧ガス分野の新たな認定事業者制度・燃料電池自動車等の規制一元化関係）

2022年３月31日

高圧ガス保安室

高圧ガス保安法等(※)の一部を改正する法律案の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律

令和４年３月
経済産業省
産業保安グループ

背　景

✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法案の概要

✓ （１）スマート保安※の促進、（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の３つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・ＡＩ、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

（１）スマート保安の促進

✓ **「認定高度保安実施事業者制度」の創設**【高圧・ガス・電力】

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を**厳格に審査・認定**し、**安全の確保を前提に**、**その保安力に応じ**、**手続や検査の在り方を見直す**。

- 許可・事前届出を**事後届出・記録保存へ**
- **国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに**
- 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化**　等

⇨ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**

ドローン・IoTによる点検

ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し**【電力】

小規模な太陽光・風力発電設備※を、**「小規模事業用電気工作物」**と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- **技術基準維持義務**、**使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

＜太陽光パネルの崩落＞

＜風車の羽根の脱落＞

令和3年4月～12月末までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化**【ガス】

災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

✓ **燃料電池自動車の規制の一元化**【高圧】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化**（高圧ガス保安法から適用除外）**。

✓ **「登録適合性確認機関」による確認制度の創設**【電力】

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）**が技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。

1-1. スマート保安を進めるための制度的環境整備のあり方（“保安のテクノロジー化／デジタライゼーション”を進めるために）

テクノロジーの革新的進展
（IoT、BD・AI、ドローン等）

深刻な保安人材の枯渇
熟練の保安人材の不足
若年層の雇用困難化

保安体制の成熟化した産業分野・事業者

画一的・詳細な個別規制
膨大な届出・許可等の手続
高圧ガス：24万件／年
電力：22万件／年
都市ガス：1.4万件／年

保安レベルの持続的向上（保安イノベーション）と保安人材の枯渇の問題への対処のため、「スマート保安」を強力に推し進めるための制度的環境整備が必要である。

保安体制の成熟化した従来的な産業保安分野においては、自立的に高度な保安を確保できる事業者に対して、保安レベルに見合った合理的な規制のあり方を検討すべきである。

限りある行政リソースを新たなリスク分野に展開する必要

テクノロジーを前提に高度な保安を実現するためのメリハリある規制体系

保安レベルを下げることなく、むしろ、テクノロジーの活用により保安レベルを持続的に向上させるため、**「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」**については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、**事業者の保安力に応じた規制体系へ移行**することとし、**手続・検査のあり方**をこれに見合った形に**見直す**措置を講じる（テクノロジーの活用を抜本的に促進しつつ、保安能力に見合う形で規制を適正化するスキーム（認定制度））。これにより、事業者の保安活動をテクノロジーを活用しつつ自己リスク管理がなされた高度な領域に強力に押し上げていくことが必要である。

電力　都市ガス　高圧ガス

前提１（安全の確保とメリハリある規制）

○テクノロジーを活用しつつ、「自立的に高度な保安を確保できる事業者」のみが対象

○行政が法令遵守状況等を立入検査により厳格にチェックすることや、重大事故や法令違反などが発生した場合には、その原因・内容・対応等を精査したうえで、機動的に認定の取消を実施することなど、安全確保のための行政による実効的な監督等を行う。

○高圧ガス保安法の現行「認定事業者制度」(高圧ガス保安法第3章の2)については、発展的に解消する。

前提２（事業者に対する環境整備）

テクノロジー化を目指す事業者が技術・人材面での支援を受けられるための環境整備

○産業横断的な技術支援／人材育成支援の取組推進

※関係機関との連携・取組強化　等

1-2. 高圧ガス保安法における新たな制度的措置（認定制度）について

保安レベルの向上のため、**スマート保安（テクノロジーの活用）へと政策誘導**していく観点から、**「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」**について、その保安確保能力を踏まえて手続・検査のあり方を見直す。

高圧ガス保安法における新たな制度的措置(認定制度)についての基本的考え方

○現行のスーパー認定事業者のみならず、通常認定の事業者についても、**「テクノロジーの活用」をはじめ、新たな認定制度の認定要件を満たすことを前提**に、**新たな制度的措置（認定制度）へと円滑に移行しうるよう制度的な仕組みを構成**することが適切。

○事業者における**移行準備期間**として、**例えば改正法施行から２～３年程度など、一定の経過期間**を置くこととする（その間は、**現行の「認定事業者制度」を存続**）。

○**現行の「認定事業者制度」は、今回の新たな認定制度に統合し、発展的に解消。**

【新たな制度的措置（認定制度）の基本構成】

①**法律上の新たな制度的措置（認定制度）は１つ**（第39条の13～第39条の27 ※ ）

⇒ **認定対象となる全ての事業者は「テクノロジーの活用」が必要**

※ 本資料においては、本施行日（第1段施行）時点の条文番号とする。

②**省令上の新たな制度的措置（検査関係）は、リスク管理レベル等に応じ、２つの措置（A認定とB認定）に差異化**する。

⇒ A認定が現行スーパー認定相当、B認定が現行通常認定相当の保安レベルとなることを想定。

1-3. 新たな制度的措置に係る認定の要件

新たな制度的措置の認定の要件（第39条の14第1項）は、スマート保安の促進の観点からテクノロジーの活用やサイバー対策を含む**４つの要件で構成**し、**リスク管理レベル等に応じ、２つの措置（A認定・B認定）に差異化**。

（※）下記の表における赤字の下線部及び赤枠は、新たな制度的措置の認定基準において、現行の認定基準から拡充するものを示す。

	A 認 定	B 認 定
①経営トップのコミットメント	現行スーパー認定事業者制度の要件に加え、 コンプライアンス体制の整備（注1）、コーポレート・ガバナンスの確保	
②高度なリスク管理体制	現行スーパー認定事業者相当	現行通常認定事業者相当
③テクノロジーの活用	現行スーパー認定事業者制度における仕組み（注2）を基本とする ※認定要件において、採用することが必要となるテクノロジーの水準を一定の範囲で示し、事業者はその中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用。	
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	各業界におけるサイバーセキュリティガイドライン（注3）に沿った内容とする	

（注1）高圧ガス保安法についての**法適合性確認能力**（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していることを含む。

（注2）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について (20201218保局第1号) における認定の基準 「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。

（注3）「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等作成指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）を参考に業界団体が定める「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」、「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」。

1-4. 「テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する主な制度的措置

高圧ガス保安法に基づく保安規制において、**「テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対しては**、製造施設の位置・設備等の変更の手続や危害予防規程・保安人員に関する手続等について、**事業者の保安力に応じて、届出等の手続の不要化や事業者自身による検査等を柔軟に措置（記録保存義務は維持）**。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出

- 現行法では、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要

- 新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更**については、**許可制を維持**
- **軽微変更**については、その対象範囲を拡大した上で**記録保存義務**とする
- **それら以外の変更**は、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出**とする

完成検査・保安検査

- 現行の認定事業者制度と同様に**自主検査**を維持
- その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、**事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認**するものとし、検査記録については都道府県知事への**届出を要しない**こととする
- ただし、行政が立入検査等により確認できるよう、**検査記録を保存**
- 保安検査については、**定期に行うことを基本としつつ**、**CBMや常時監視等**による場合には、**それ以外の時期によることも可能**とし得るよう措置

危害予防規程の届出・保安人員（保安係員等）の選解任の届出

- 新たな認定制度における認定事業者は、危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自立的に管理するものとし、**記録保存**とする

保安人員（保安係員等）の配置

- 現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安人員を配置

- 新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、**保安人員の柔軟な配置**を許容し、**必要人員の配置の適正化について検討**

法定講習

- **新たな認定制度における認定事業者**については、事業者の適性と社会情勢の変化に合わせたカリキュラムの見直しや早急なオンライン化の実施を含め**「法定講習のあり方」を見直し、法定講習の受講を現時点では、「義務」として残す**こととする
- 既に社内で独自に相当程度高度な安全教育を実施している事業者も存在することを勘案して、こうした教育への代替も含め、国は高圧ガス保安協会と連携して、**きめ細かく有意義な講習内容とすべく、業者に意見聴取を行い、実態を把握した上で具体的に検討**
- 事業者のレベル・適性に配慮したきめ細やかな教育メニューの充実の観点から、非認定事業者である**中堅・中小事業者の保安人員に対する法定講習のあり方**についても**併せて検討**

定期自主検査

- 定期自主検査は、保安検査を補完する検査であり、その対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備が基本／検査項目も重複的
- 自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、認定事業者には**定期自主検査の規定を適用しない**

1-5. 高圧ガス保安法における新たな制度的措置（認定制度）の具体的仕組み

適正化措置の対象者	規制の特例措置						
	法律上の措置						省令上の措置
「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」	適正化する項目		現行制度			認定事業者の特例措置	
①経営トップのコミットメント	製造施設の位置・設備等の変更		§14条	通常変更	許可	§39条の21	①：重要な変更 ⇒ 許可制を維持 ②：①③以外の変更 ⇒事後届出 ③：軽微変更⇒ 記録保存
				軽微変更	事後届出		
②高度なリスク管理体制	完成検査		§20条	－		§39条の22	現行の認定・スーパー認定制度と同様、自主検査（※）
	危害予防規程		§26条	届出・変更命令・勧告		§39条の23	記録保存・変更命令・勧告
	保安教育計画		§27条	作成義務・変更命令・勧告・協会の基準		－	現行通り
	保安人員	配置	§27条の2、3及び4	製造施設の区分ごとに配置		§39条の24、25及び26	一部柔軟化を検討（※※）
		選任解任	§27条の2、3及び4	届出		§39条の24、25及び26	記録保存
③テクノロジーの活用	保安検査		§35条	－		§39条の27	現行の認定・スーパー認定制度と同様、自主検査（※）
	定期自主検査		§35条の2	義務（１年に１回以上）		§39条の27	法律上の義務としては不要とする
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	法定講習		§27条の2及び3	義務		－	認定事業者に係る講習内容の必要な見直しをしつつ義務とする

省令上の措置	
A認定	【連続運転型】 連続運転：８年 開放検査周期： 12年又はCBM12年超 ＋ ①CBM円滑化（単純腐食に加え、クラック・クリープも対象化等） ②採用基準・規格の認定制（海外規格等の採用円滑化） 等
B認定	現状の制度的措置を原則維持 【連続運転型】 連続運転：４年等 開放検査周期：12年 【バッチ型】 現行の制度的措置の維持（自主保安高度化認定事業者関係）

法律事項＝認定事業者間で共通

省令事項＝認定事業者間で差異化

（※） 新たな認定を受けた事業者が自ら行う完成検査及び保安検査について、その検査記録については、都道府県知事への届出を要しないものとし、記録保存義務とする。

（※※） 製造施設の区分ごとに配置することを基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、製造施設の区分ごとによらず、保安人員を柔軟に配置することを許容するとともに、必要人員の配置の適正化について検討する。

（注）CBMや常時監視等を用いた場合を想定し、規制の特例措置において、保安検査に係る「定期に」との法律上の文言を削除。

（補論）A認定事業者に係る検査面での制度的措置

- A認定事業者には、手続面での制度的措置に加え、**検査面での制度的措置を拡充し**、比例原則・リスクベースに基づき、認定事業者間で制度的措置を差異化。

①CBM（Condition Based Maintenance）の円滑化

●例えば、高圧ガス小委員会等で技術的検証を行い、以下について検討する。
- 現行の減肉判断：単純腐食に加え、クラック・クリープも対象
- CBMの考え方を用いた検査方法の拡大の検討：計測器類・遮断弁等

●KHKへの腐食環境や厚さ測定等のデータ提出義務を廃止

②検査等に係る基準・規格の柔軟化

－採用する基準・規格（海外規格等）の大臣認定制を導入する。
（採用する基準・規格の複線化・複相化の円滑化）

※具体的には、例えば、通達（補足1）において、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法について「KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)（補足2）又はこれと同等の基準」を用いることになっているが、「これと同等の基準」について、事業者自らの判断に加え、大臣が認定することにより、検査等に係る基準・規格を柔軟に選択できるようにすることが含まれる。また、肉厚測定の間隔（現行4年以内）及び検査時期設定係数（現行0.8）のあり方については、事業者において、その能力や設備管理の実態等に応じ、一定の範囲で決定できるなど仕組みの柔軟化を図る方向で検討する。その際、「一定の範囲」については、肉厚測定の間隔及び検査時期設定係数に関して事業者が選択しうる最大の値のあり方等について、B認定との差異化も考慮しつつ、技術的な検証を踏まえて検討する。

（補足1）「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」20201218保局第1号
（補足2）高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準

（注１）A認定の認定時、採用する基準・規格のリストを添付し、同時に採用する基準・規格の認定を受けることも可能とする方向で検討する。

（注２）なお、B認定においては、引き続き、KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)によることとするものの、技術的な検証を踏まえ、肉厚測定の間隔（現行最大2年⇒例えば4年）及び検査時期設定係数（現行0.5⇒例えば最大0.8）の柔軟化措置を講じる方向で検討する。

1-6. 今後の認定審査手続の具体的あり方

（現行の「事前調査」制度の廃止と国からＫＨＫ等への意見聴取／調査依頼制度の導入）

新たな認定制度では、**安全の確保及び向上を前提に、合理的かつ迅速な審査手続とする観点**から、**国が**（外部有識者からなる審査会審査などを活用しつつ）**審査を行う**ものとし、**現行の「事前調査」制度は採用しない**。但し、**国と専門技術的知見を有する安全機関が連携して安全確保をする観点**から、**国からKHK又は指定機関への意見聴取／調査依頼制度を導入**する。

現行の認定審査の仕組み

現行の認定事業者制度の認定審査手続

○事業者による認定の申請
（高圧ガス保安法第39条の２及び４）

↓

KHK等による「事前調査」制度

○（国の検査に代えて）**高圧ガス保安協会又は指定機関による調査を受けることができる（法第39条の7）。**
※**実態上、全案件がＫＨＫの事前調査**を受けることとなっている。

↓

○経済産業大臣による認定

【国自身に対する評価】
○国は、認定申請の全数をKHKによる調査に委ねてきたが、国自身が検査を行う体制を十分に整備してきたか。
○国は、過度なペーパーワークを的確に是正してきたか。

【事前調査制度の見直しに係る５つの視点】
○安全確保が大前提（効率性や技術の進歩を理由に安全をゆるがせはしない。）
○認定に係る責任の所在の明確性が重要
○IoT、BD/AI等のテクノロジーやサイバーセキュリティに係る審査を行う必要
○事業者の保安レベルに係る知見の蓄積の度合いを考慮する必要
○制度的な手続規律（行政手続法等の適用）が重要

新たな認定審査の仕組み

国（経済産業省／本省）による認定審査

○**新規認定：全数を国の検査及び審査会審査**（注）を行う。
○**更新**：国が、**一次的審査（書面審査・ヒアリング）**で**全ての認定基準を確認**した上で、**新規認定以降の事故の発生状況等を踏まえ安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合**には、**国の検査及び審査会審査**（注）を行う。

（注）審査会審査：外部有識者(KHK、高圧ガスやIoT等のテクノロジーに関する学識経験者等)からなる審査会で行う審査

↓ **加えて、国と専門技術的知見を有する安全関係機関が一体となって安全を確保するため**

○**国からＫＨＫ等への意見聴取／調査依頼制度**

経済産業大臣は、高圧ガスの専門技術的知見を活用するため、**KHK又は指定機関がそれぞれ有する専門技術的知見の範囲内において**、国の検査及び審査会審査で審議される案件のうち、高圧ガスに係る検査の組織・検査の方法等に関し**専門技術的観点から確認が必要とされる案件**について、国が必要と認めたときは、これらの者に**意見を聴取し、又は調査の範囲を定めて調査を依頼することができる**こととする。

※合理的かつ迅速な審査への移行
：安全確保・事業者の保安能力の適正な判断を前提に、認定基準の大括り化・簡素化・明確化等、申請・準備書類の削減、現地調査等の効率化、更新時の変更点の審査への重点化、認定に係る手数料の削減。

1-7．新たな認定制度における審査のあり方と審査の適正性の確保について

新規の認定は全数を国の検査及び審査会審査を行う。更新では、**国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）を行った上で、新規認定以降の事故の発生状況や法令違反（労安法等含む）、行政指導等の有無、また、大幅な変更（設備構成・製造能力・ガス種等）の有無等を踏まえ、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会を行う。国は**、国の検査及び審査会審査を行う案件のうち、必要と認めたときは、その範囲を定めて、**高圧ガス保安協会又は指定機関に意見を聴取し、又は調査を依頼できる**ものとする。

現行の「事前調査」制度

新規認定／更新いずれの場合も

【認定・更新の全数】

事前調査
（現地調査・調査委員会）

認定の申請

国の検査

認定の審査

認定

新たな認定制度における国の認定審査

新規認定※の場合

認定の申請

今後は、国が検査・審査の申請を受け付け、自ら検査・審査を主体的に行う（※）

【全数】

国の検査（現地調査）
＋
審査会審査

国が必要と認めたとき
国が定めた範囲で
（国の検査に代えて）

国からKHK等への意見聴取・調査依頼

認定

更新の場合

更新の申請

（※）

国の一次的審査
（書面審査・ヒアリング）

更新

国の検査（現地調査）
＋
審査会審査

国が必要と認めたとき
国が定めた範囲で
国の検査に代えて

意見聴取・調査依頼

新規認定以降の事故、法令違反（労安法等を含む）、行政指導の有無等の実績等、また、大幅な変更（設備構成・製造能力・ガス種等）の有無等を踏まえ、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められる場合

特に変更点を重点的に審査

更新

※新規でA・B認定を受ける場合（但し、現行認定を受けている者の新制度認定審査やB認定からA認定への認定審査では特に変更点を重点的に審査）

（注）KHK等の調査が行われた場合、国の検査は、その範囲で省略され、重複の検査・調査はしない。
KHK等が一部の調査を行う場合、運用上は、国とKHK等は一緒に（一回で）検査・調査を行う。

1-8. 高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 改正法の施行より前に、現行「認定事業者」制度の認定を受けている事業者については、**改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持**する。
- また、改正法施行後は、**移行準備期間として3年の経過措置期間を設定（附則第1条第4号）**。同期間は、**現行認定又は新認定いずれかの申請を可能とし、事業者側の円滑な移行**を可能とする。
- **経過措置期間において現行の認定事業者制度の認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（2030年6月頃まで）とする（附則2条第2項及び第3条第2項）。**
- 経過措置期間中に現行の認定事業者制度の認定を受けた事業者が、**現行認定の有効期間中に、新たな認定制度の認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする**。

①現行「認定事業者」制度において認定を受けている事業者の権利保証

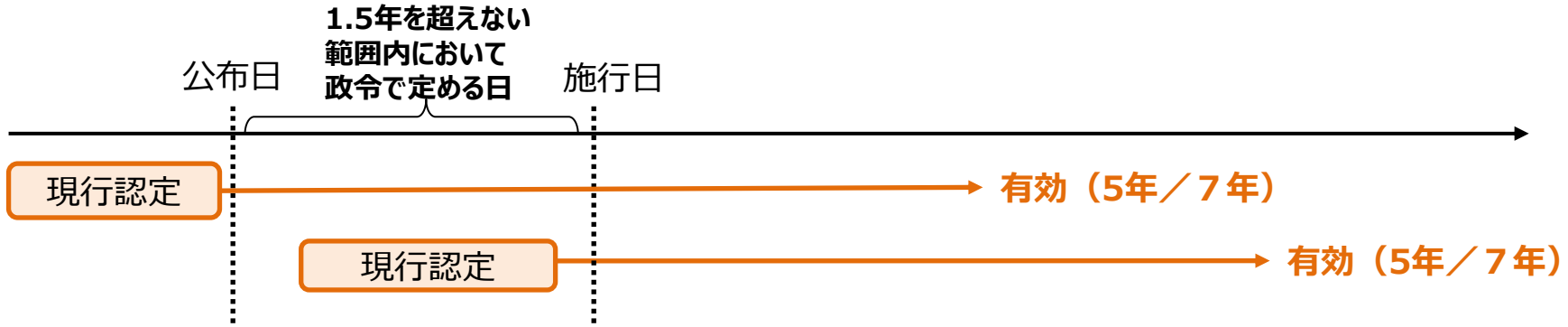

経過措置期間の設定（現行「認定事業者」制度の一定期間の維持）～移行準備期間

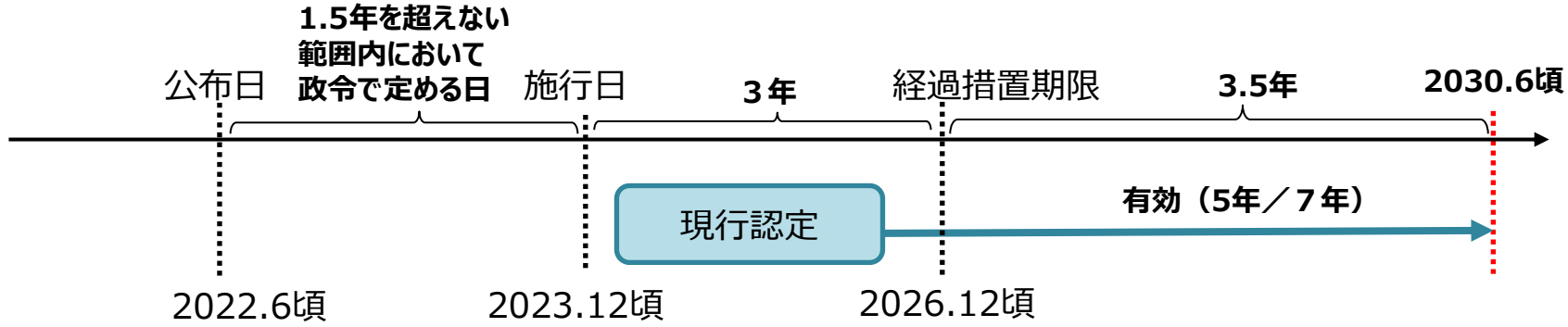

1-9. 高圧ガス保安法における認定手続に係る新たなフロー（イメージ）

新たな認定制度においては、事業者の能力を的確に判断しつつ、二重審査の徹底排除や手続のデジタル化の徹底など、合理的かつ迅速な手続とすることとし、**国が認定審査・認定を実施**し、安全を前提に、過度な審査とならないよう配慮する。

認定申請 → **認定審査**

現行同様、事業者が事業所ごとに申請

＝国（経済産業省／本省）が実施

※A認定申請／B認定申請を受け付け

※一次的審査（書面審査・ヒアリング）／国の検査及び審査会審査の２段階審査 など

・新規認定：全数を国の検査及び審査会審査を行う。

・更新：国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況等を踏まえ、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査を行う。

認 定

- **高圧ガス分野の新たな認定制度では、安全確保を前提に、合理的かつ迅速な審査手続とする観点から、国が（外部有識者からなる審査会審査などを活用しつつ）審査を行うものとし、手続規律、認定に係る責任の明確化等の観点を踏まえ、現行の「事前調査」制度は採用しないものとする。ただし、国と専門技術的知見を有する安全機関が連携して安全確保をする観点から、国が必要と認めたときに、その範囲を定めて、高圧ガス保安協会（KHK）又は指定機関に対し、意見を聴取し、又は調査を依頼することができることとする。**
- **現行制度では、事業所ごとに「認定完成検査実施者」と「認定保安検査実施者」を分けて２つの認定を受ける仕組みとなっているが、今後は、事業所ごとに「認定高度保安実施事業者」として１つの認定を受ける仕組みとする（１つの認定に一本化する）。**
- **認定の審査手続については、安全確保・事業者の保安能力の適正な判断を前提としつつ、認定基準の大括り化・簡素化・明確化、提出書類・準備書類の削減、現地調査等の効率化、更新時の変更点の審査への重点化、指定機関の指定円滑化などとともに、認定に係る手数料は削減する。**

認定の更新期間
＝「５年以上10年以内において政令で定める期間」

↑

現行スーパー認定事業者は**７年**の更新期間、
現行認定事業者制度は**５年**の更新期間

取消事由の発生 → **認定取消**

適時・適切な立入検査

適時・適切な立入検査

⇒国は、認定を行った事業者に対し、立入検査等により実施状況の確認を適時・適切に行う（少なくとも、認定の更新期間の中間時点を目途に立入検査を行う）。

⇒重大事故や不適切な事象等が発生した場合も立入検査等において再発防止策や改善措置等を確認。

○認定要件の維持や、必要に応じて記録保存対象となっている危害予防規程・保安人員の選任・自主検査実施状況等を確認

更新申請 → **更 新**

（＝特に変更点を重点的に審査）

1-10.「国と地方公共団体の連携」に係る規定の法定化の検討について

●今回の法改正において「国と地方公共団体の連携」に係る規定を高圧ガス保安法に法定化することは、規制法での措置事例が稀であること、地方公共団体の自治事務であること等を踏まえ、**見送る**こととした。
●経済産業省としては、**法定化如何にかかわらず、①新たな認定事業者制度に係る情報面の連携・中小企業対策、②地方公共団体等の新規着任者を対象とした研修制度の充実、③地方公共団体と連携した事業者の保安の確保や法運用の適正化等に取り組む考え**。

【国と地方公共団体との連携について】

○ 国は、新たな認定制度をはじめとした今後の高圧ガス保安法の執行において、認定事業者に係る**情報連携**や**立入検査等の監督面での連携**・**中小企業対策**など、地方公共団体との緊密な連携の下に、地方公共団体とともに、事業者の保安確保に最後までしっかり責任を持って当たること。

○ 国は、**地方公共団体の職員**が法執行をする際に必要となる**法令知識、高圧ガス関連の専門的知見**、スマート保安に係る技術的知見等の**習得・蓄積のため、最大限の協力・支援を行う**とともに、地方公共団体において法令解釈などが困難な場合に迅速な解決が可能となるよう**法執行を円滑化すること**。

○ 国は、地方公共団体間における法運用のばらつきがある場合に、地方公共団体の自治事務であることを前提にその自主性・自立性に十分配慮した上で、**各地方公共団体における法運用の実態の把握**や**統一的な運用のための是正の要請**など、**法運用の適正化**に向けた取組を行うこと。

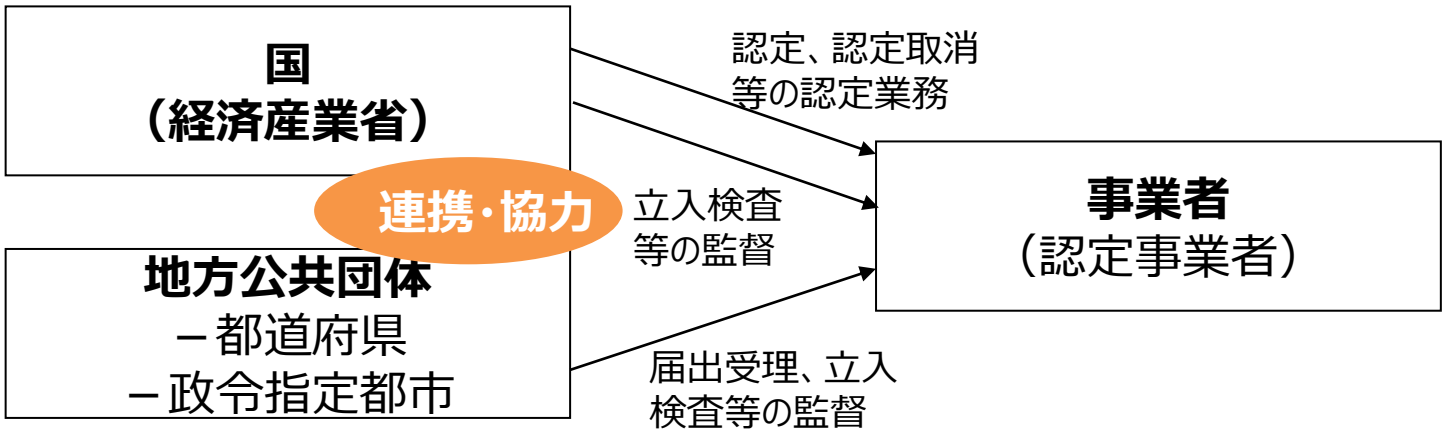

【参考資料1】高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について

- 現時点で、83認定事業所が存在するところ、**直近10年では、累積24件の高圧ガス保安法の違反**があった。なお、**法令違反は18事業所であり**、うち**5事業所は複数回の法令違反**を犯している。
- 現行の認定制度は、「事業所」単位で認定を行っており、現時点では、37社が83認定事業所を有しているところ、直近10年では、「事業者」単位で**6社が法令違反**を犯している。*

*：社の統合等を経た現時点での事業者数

＜認定事業所における法令違反の件数推移＞

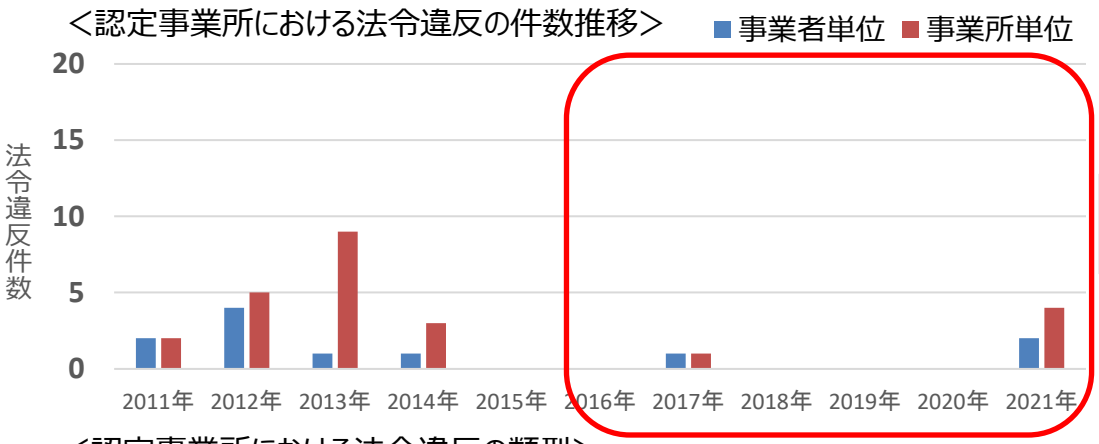

直近5年において、
法令違反は5件（2社5事業所）と減少（※）

（法令違反が減少した背景）
・認定期間中における立入検査の実施
・認定要件としてリスクアセスメントや人材育成を追加
これらは、新たな認定制度においても「維持」する。

＜認定事業所における法令違反の類型＞

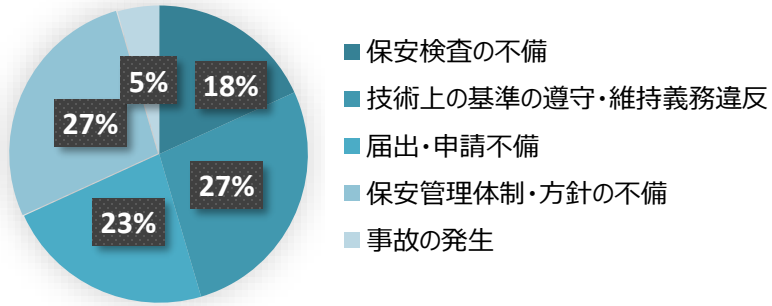

さらに、①認定要件として、コンプライアンスを強化
（高圧ガス保安法の法適合性確認能力を確認）
②法令違反時には厳正に認定取消を実施

「安全性」を確保

（※）直近の認定事業所における法令違反案件への対応について
①経済産業省による対応：2021年9月17日、太陽石油四国事業所及び山口事業所に対して高圧ガス保安法第61条に基づく報告徴収を実施。
②愛媛県による対応：立入検査等により、太陽石油株式会社四国事業所において、2011年4月から2021年3月までの10年間に、高圧ガス設備に関する未許可の変更工事や県へのガス漏えい事故の未報告など計67件の高圧ガス保安法違反事案が確認。2021年9月22日、四国事業所に対して危害予防規程の変更・遵守命令などの行政処分を実施。

【参考資料2】高圧ガス保安法における重大事故について

- 高圧ガス保安法における重大事故（B1級※以上）は、**過去10年間で44件発生**しており、このうち**認定事業所における事故は6件**であり、このうち2件は東日本大震災に起因する。

※高圧ガス保安法事故措置マニュアルの定義による。B1級事故とは①死者1名以上4名以下の事故、②重傷者2名以上9名以下の事故、③負傷者6名以上29名以下の事故、④爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故を意味する。

＜高圧ガス保安法における重大事故の件数推移＞

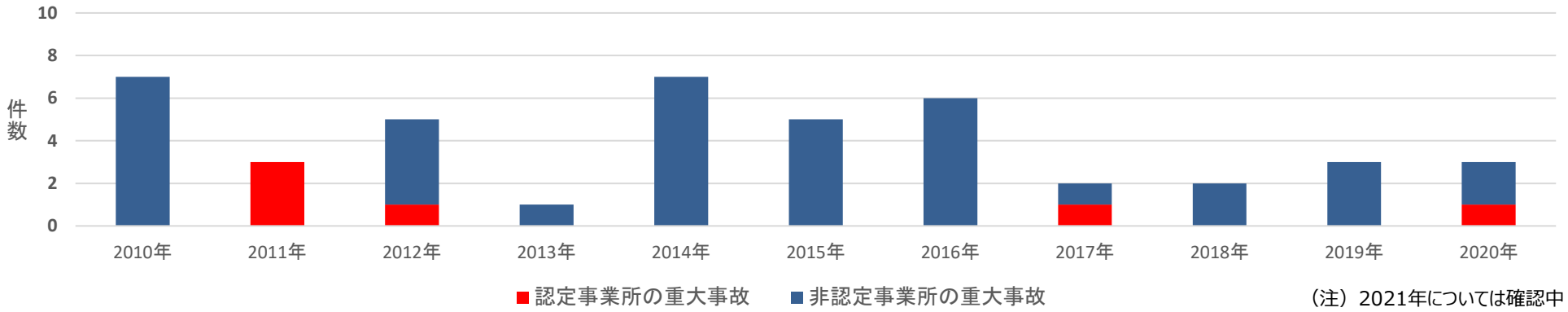

（注）2021年については確認中

＜過去10年における認定事業所の重大事故＞

2011/3/11　コスモ石油(株)　千葉製油所
　A級：地震によりタンクが落下、配管が破損しLPガス漏えい爆発　死者数0名

2011/3/11　丸善石油化学(株)　千葉工場
　A級：他事業所の爆風、火災により火災発生　死者数0名

東日本大震災を起因とする事故

2011/11/13　東ソー(株)　南陽事業所
　A級：塩化ビニルモノマー製造施設の爆発　死者1名

2012/4/22　三井化学(株)　岩国大竹工場
　A級：レゾルシン製造装置の爆発、火災　死者1名

2017/1/22　JXTGエネルギー(株)　和歌山製油所
　B1級：潤滑油製造装置群から可燃性ガスの漏えい、火災、死者数0

2020/5/14　JSR(株)　四日市工場
　B1級：タンクヤード施設　酸欠死亡事故　死者1名

作業員の誤認を起因とする労災死亡（窒息）事故

2-１．燃料電池自動車等に係る規制の一元化について

- 現状、燃料電池自動車等の駆動用の燃料システム（容器・配管等）に対し、**高圧ガス保安法と道路運送車両法の二法令の規制が適用**されている。
- 2050年のカーボン・ニュートラル達成を目標に掲げ、燃料電池自動車等の普及が進む中、事業者と利用者の双方に手続上の負担が生じていることを踏まえ、一元化に向けた検討を行った。

【主な課題】
１）事業者：高圧ガス保安法と道路運送車両法双方で登録審査手続きや不具合時対応が必要。
２）利用者：高圧ガス保安法上の「容器再検査」と道路運送車両法上の「車検」を各々受ける必要。

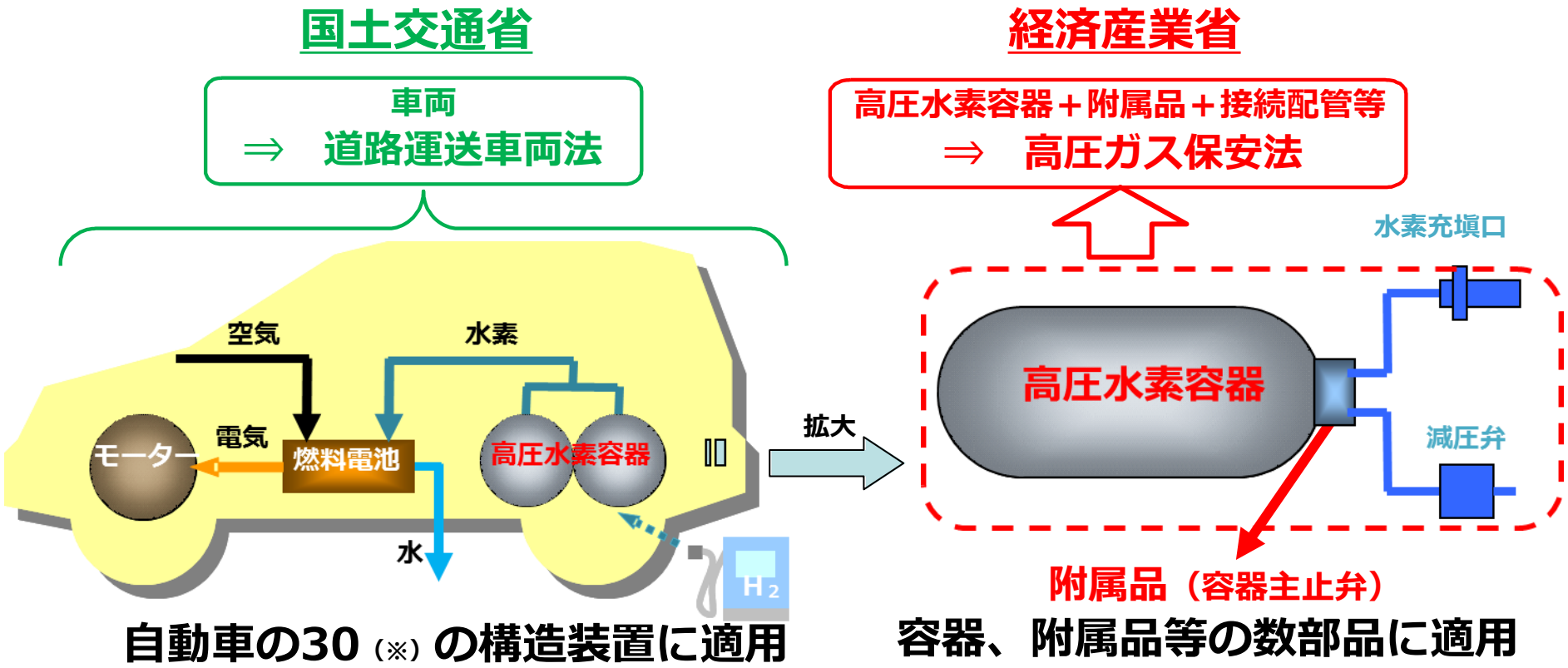

※車両を構成する20,000～30,000部品に、30の構造装置の分類に応じて保安基準適用が適用される。

2-2. 規制の一元化に向けた今回の法改正内容（１）

- **道路運送車両法等により安全を確保できる高圧ガスに関し、新たに高圧ガス保安法の適用除外**とする。
- 具体的には、**高圧ガス保安法第3条において、一定の条件を満たす自動車内の高圧ガスを適用除外の対象とする。**一方、適用除外とならない部分（※）については、**新設する第49条の4の2や第56条第5項を含む、高圧ガス保安法の規制が引き続き適用される。**

※例えば**車検が切れた車や、私有地のみで走行する車**（車検の対象とならない）については、道路運送車両法の体系下において安全を確保することができないことから、安全を確保するためには、引き続き高圧ガス保安法において規制することが適当である。

現行の高圧ガス保安法の適用除外となる高圧ガス（第3条）

	適用除外となる高圧ガスの範囲
1	高圧ボイラー及びその導管内
2	鉄道車両のエヤコンディショナー内
3	船舶安全法の適用を受ける船舶、 陸上自衛隊・海上自衛隊の使用する船舶内
4	鉱山保安法の鉱山に所在する当該鉱山の鉱業設備内
5	航空法の航空機内
6	電気事業法の電気工作物内
7	原子炉及びその付属施設内
8	その他災害発生のおそれがない（政令指定）

号を追加

規制の一元化に係る具体的規定

新5号：道路運送車両法（昭和二十六法律第百八十五号）第二条第五項に規定する**運行の用に供する自動車**（※１）の**装置**（※２）内における高圧ガス

※１、２は政省令以下で下記のとおり規定することを想定。

※１：**普通自動車、小型自動車、二輪を除く軽自動車**（車検が義務付けられており、今回の適用除外の対象となるもの）。
「運行の用に供する」の具体的な範囲についても規定する。

※２：**圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然**ガスを燃料とする自動車における、**原動機及び燃料装置**

2-2. 規制の一元化に向けた今回の法改正内容（２）

- 道路運送車両法に基づいて製造されたものの、**使用過程において、高圧ガス保安法の適用対象に移る自動車が想定**される。このような自動車を高圧ガス保安法において、適切に規制し、使用できるようにするため、**刻印等のみなしを規定**する（新第49条の4の2）。
- また、不適切な容器・附属品の流通を防ぐため、**道路運送車両法における検査に不合格となった容器・附属品に対するくず化規定**をおく（第56条新第5項）。

刻印等・検査のみなし規定（新第49条の4の2）

・高圧ガス保安法上、容器（※１）を譲渡・引き渡し、充填するには、容器検査を受け、刻印等がされている必要がある。
・道路運送車両法に基づき製造され、**検査（※２）を受けて合格した旨の表示がなされた容器については、高圧ガス保安法上の検査を受け、刻印等がされたものとみなす旨を規定**する。
・これにより、高圧ガス保安法の適用対象となった後も、当該容器を適切な規制のもとで使用することが可能になる。

（※１：附属品についても同様。以下同じ。
※２：具体的な検査については、政令で規定する予定。）

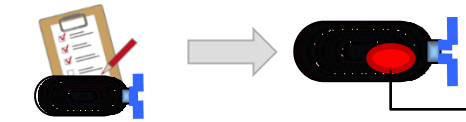

高圧ガス保安法適用対象となった後には、**この表示を高圧ガス保安法における刻印とみなして**、充填等を可能とする。

※表示の具体的な内容や方式等の詳細については、施行までの間に引き続き検討し、決定する予定。

くず化命令／義務規定（第56条新第5項）

・高圧ガス保安法上、容器検査又は容器再検査に不合格となった容器に対して、それぞれ当該容器（※１）のくず化命令又はくず化義務が規定されている。
・このような規定は基準に適合しない容器の流通を防ぐためのものであり、安全の確保上必要であるので、**道路運送車両法上の検査（※２）を受け、不合格となった容器に対しても、くず化命令又はくず化義務を規定**する。

（※１：附属品についても同様。以下同じ。
※２：第49条の4の2において、高圧ガス保安法上の検査とみなす検査。）

道路運送車両法上の検査（※２）に不合格

くず化

※下記①、②のとおりとなる（附属品も同様）。
①容器検査とみなされる検査に不合格　：経済産業大臣によるくず化命令
②容器再検査とみなされる検査に不合格：所有者へのくず化義務

2-3. 今後の制度の全体イメージ

● 法施行後の燃料電池自動車等への規制の全体像は、下記を想定。
※以下容器について記載しているが、附属品についても同様。

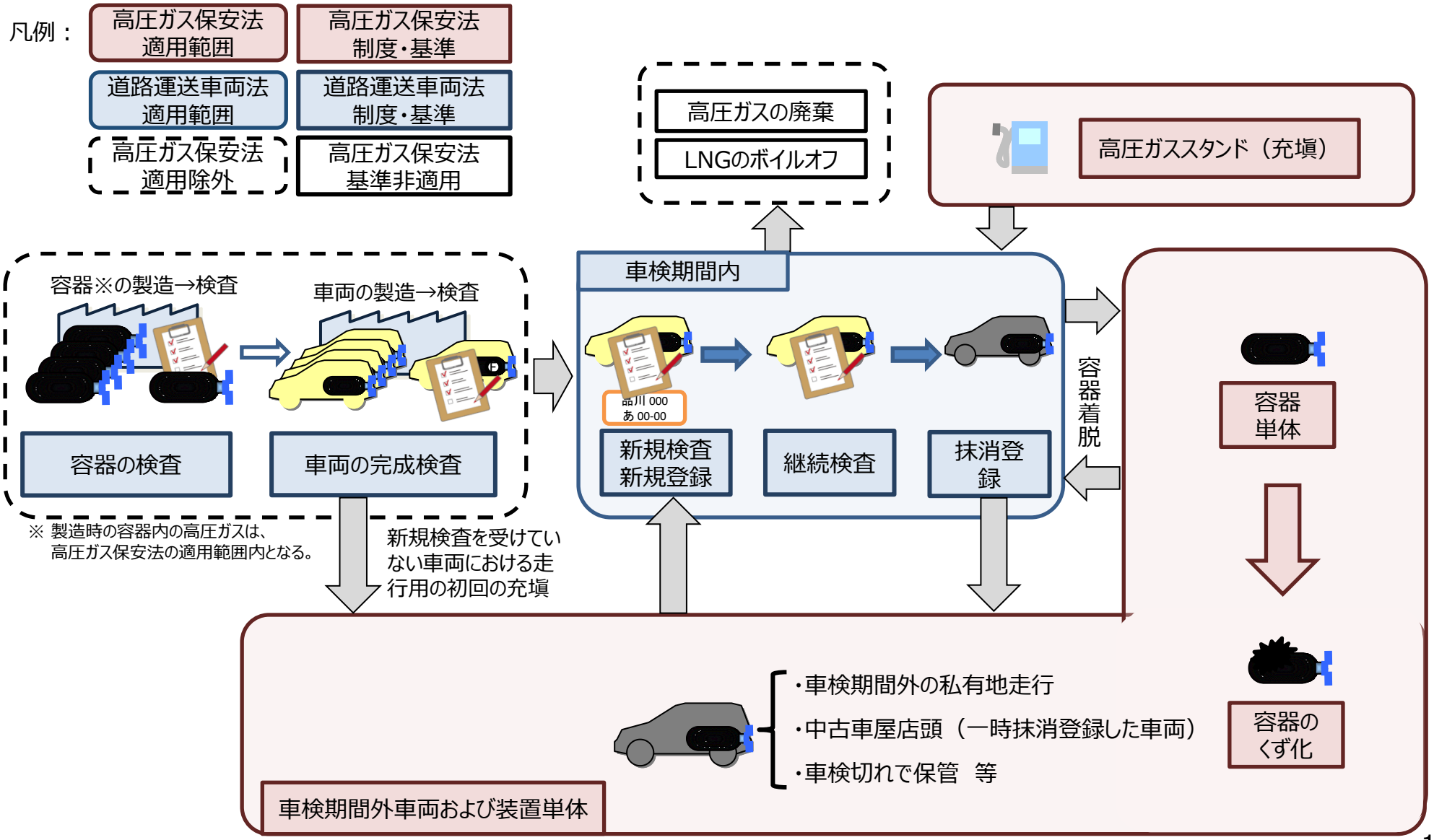

【参考資料①】ガス種・車種について（第３条関係）

- **適用車種**については、**継続検査（車検）にて定期的に容器品質を確認できる車種を対象**とする。
  なお、大型特殊自動車については、私有地内での使用が主であるため、高圧ガス保安法で一元管理する。
- **ガス種**については、**圧縮天然ガス・液化天然ガス・圧縮水素を対象**とする。

登録された車両を高圧ガス保安法の適用除外とし、　を規制見直しの対象と想定。

車両カテゴリー		道路運送車両法の規定 (道路運送車両法施行規則第1条、第2条)		例（四輪）	例(二輪)
自動車	普通自動車	小型自動車・軽自動車(軽)・大型特殊自動車(大特)・小型特殊自動車(小特)以外の自動車		普通乗用車(3ナンバー) 大型トラック(1ナンバー) バス	-
	小型自動車	四輪以上 4.7x1.7x2.0m以下 2L以下 軽・大特・小特以外	二輪・三輪で、軽・大特・小特以外	小型乗用車(5ナンバー) 小型トラック(4ナンバー)	251cc以上
	軽自動車	三輪以上 3.4x1.48x2m以下 0.66L以下 大特・小特以外	二輪 2.5x1.3x2m以下 0.25L以下 大特・小特以外	軽自動車(軽四)	126cc～250cc (軽二輪)
	大型特殊自動車	小特以外の特殊な構造の自動車		ショベルローダ、ロードローラ、フォークリフト、ロータリ除雪自動車、ホイールクレーン等の特殊な構造の自動車 農耕トラクタ等の農耕作業用自動車	
	小型特殊自動車	4.7x1.7x2.8m以下かつ15km/h以下の特殊な構造の自動車　又は 35km/h未満の農耕作業用自動車			
原動機付自転車(原付)		三輪以上 0.050L以下 0.60kW以下	二輪 0.125L以下 1.00kW以下	50cc以下 0.60kW以下	125cc以下 1.00kW以下

ガス種※
圧縮水素（CHG）
圧縮天然ガス（CNG）
液化天然ガス（LNG）
液化石油ガス（LPG）

※主に自動車の動力伝達装置の駆動用燃料として使用するもの

【参考資料②】装置について（第３条関係）

- **装置**については、高圧ガスを主に**動力伝達装置の駆動用燃料として使用する装置（原動機及び燃料装置）**に限る。すなわち高圧ガスの運搬や、駆動にかからない使用のみを目的とした装置は含まれない（タンクローリーの高圧ガス運送用タンク内の高圧ガス等は、引き続き高圧ガス保安法の適用対象となる）。

原動機 ＋ 燃料装置

燃料電池自動車

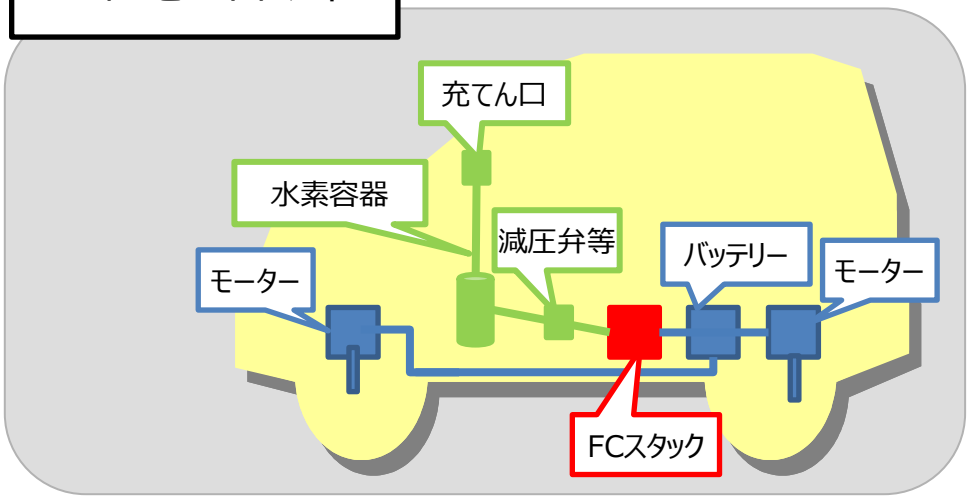

CNG・LNG車
（バイフューエル車含む）

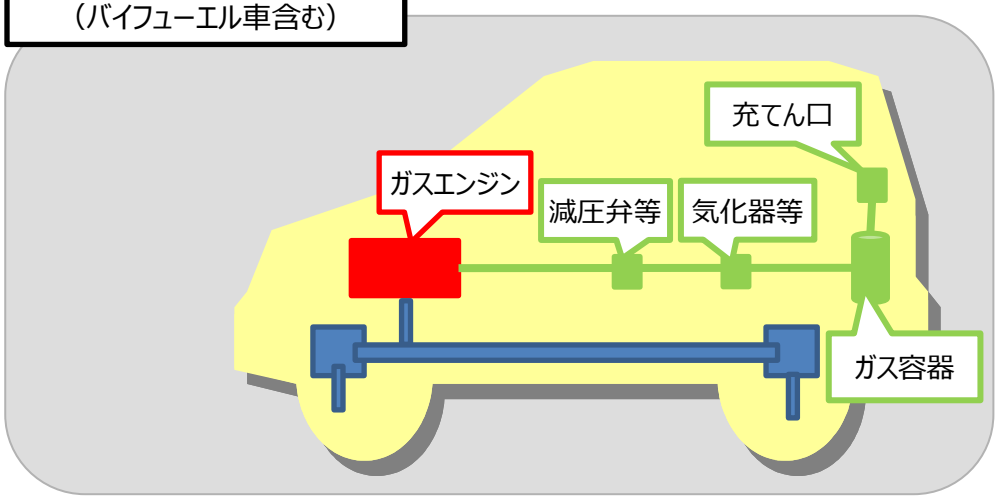

【参考】道路運送車両法
第四十一条　自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
一　**原動機**及び動力伝達装置
六　**燃料装置**及び電気装置